



2025年2月14日

各 位

会社名 アサヒグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 Group CEO 勝木 敦志
(コード番号 2502 東証プライム)
問合せ先 Head of Corporate Communications 根本 ささ奈
(TEL. 0570-00-5112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月26日開催予定の第101回定時株主総会に下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営における監督と執行の役割を一層明確化し、双方の機能を強化するとともに、組織的監査体制を構築することを目的として、当社の機関設計を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へと変更すべく、各委員会および執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) その他、(1)の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年3月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年3月26日(予定)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</u>	第14条 株主総会は、 <u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u>
2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>	2 <u>株主総会の議長は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれにあたる。ただし、当該取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</u>
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。
第19条～第20条 (条文省略)	第19条～第20条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役)	(削除)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締	
役を選定する。	
2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業 務を執行する。	
3 取締役会は、その決議によって役付取締 役として、取締役会長、取締役社長各1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専 務取締役、常務取締役各若干名を定める ことができる。	
(取締役会)	(取締役会)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場 合を除き、取締役会長が招集し、議長と なる。ただし、取締役会長に事故がある ときは、取締役会の決議をもってあらか じめ定めた順序により、他の取締役がこ れにあたる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場 合を除き、 <u>取締役会の決議をもってあらか じめ定めた取締役がこれを招集し、議 長となる。ただし、当該取締役に事故が あるときは、取締役会の決議をもってあ らかじめ定めた順序に従い、他の取締役 がこれにあたる。</u>
2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各 監査役に対し、会日の3日前までに発す る。ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。	2 取締役会の招集通知は、各取締役に對 し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
3 取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ることなく開催する ことができる。	3 取締役の全員の同意があるときは、招集 の手続を経ることなく開催することがで きる。
第23条～第24条 (条文省略)	第22条～第23条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益（以下「報酬等」という。）は、 <u>株主総 会</u> の決議によって定める。	第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益（以下「報酬等」という。）は、 <u>報酬委 員会</u> の決議によって定める。
第26条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)

<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(員数)</u>	(削除)
<u>第 27 条 当会社の監査役は、6 名以内とする。</u>	
<u>(選任)</u>	(削除)
<u>第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	
<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	(削除)
<u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
<u>第 30 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会)</u>	(削除)
<u>第 31 条 監査役会は、各監査役が招集する。</u>	
<u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>3 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
<u>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	

(監査役の責任限定契約) <u>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(削除) <u>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (員数) <u>第 26 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3 名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</u> (選定) <u>第 27 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</u> (委員会規程) <u>第 28 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u> <u>第 6 章 執行役</u> (員数) <u>第 29 条 当社の執行役は、1 名以上とする。</u> (選任) <u>第 30 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u> (任期) <u>第 31 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>
--	---

(新設) 第 6 章 会計監査人 第 35 条～第 36 条 (条文省略) (報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第 7 章 計算 第 38 条～第 40 条 (条文省略)	(代表執行役及び役付執行役) <u>第 32 条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。</u> 第 7 章 会計監査人 第 33 条～第 34 条 (現行どおり) (報酬等) 第 35 条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が監査委員会の同意を得て定める。</u> 第 8 章 計算 第 36 条～第 38 条 (現行どおり)
--	--

以上